

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和5年04月01日	令和5年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託について	8,462,861		7,967,861	総合企画局総合政策室人口戦略担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
002	令和5年12月25日	コンテンツを活用した子育て環境に係る情報発信等業務	5,940,000		5,940,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和6年01月10日	京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壌調査業務（表層調査）	49,500,000		49,500,000	総合企画局プロジェクト推進室	帝人エコ・サイエンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和5年11月01日	Grafferスマート申請サービスの利用契約	17,545,000		17,545,000	総合企画局デジタル化戦略室	株式会社グラフィアー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和5年12月21日	京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和6年6月向け）	19,798,625		20,887,020	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和6年6月向け）」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和6年01月29日	サーバ等一式賃貸借（仮想マシン移行増強分）（再リース）	7,586,150		7,586,150	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社JEC	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告

- 1 件名  
令和5年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託について
- 2 担当所属名  
総合企画局総合政策室人口戦略担当
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年4月1日  
(変更後) 令和6年3月31日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区福大明神町128番地  
株式会社ツナグム
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 8,462,861円  
(変更後) 7,967,861円
- 7 契約内容  
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
(変更理由)  
本業務に係る仕様書「3 委託内容」では、「特別受付・対応時間における対応は年間100回を上限とし、その実施回数に応じて精算する(1回当たり5,000円以内(消費税及び地方消費税相当額除く))」と定めており、受注者からの精算依頼に基づき、委託料を精算するため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を実施し提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、株式会社ツナグムを契約の相手方として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
コンテンツを活用した子育て環境に係る情報発信等業務
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和5年12月25日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地  
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）  
5,940,000円
- 7 契約内容  
京都市が制作した、京都市ならではの「子育て」「教育」環境の魅力を市内外の方にお伝えする動画コンテンツ2本について、子育て世代に訴求するよう、効果的な広告配信をTVer及びYouTubeにおいて実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務を委託する事業者には、動画広告やインターネット広告に関する専門的な知識や技能が求められるとともに、広告手法やPDCAサイクル、運営体制等、価格以外の要素が占める割合が大きく、総合的に審査する必要があるため、プロポーザル方式により事業者を選定する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により提案の募集を行い審査した結果、最も高い評価を得た株式会社ITPを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市東部クリーンセンター跡地に係る土壌調査業務（表層調査）
- 2 担当所属名  
総合企画局プロジェクト推進室
- 3 契約締結日  
令和6年1月10日
- 4 履行期間  
令和6年1月11日から令和6年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府茨木市南目垣一丁目4番1号  
帝人エコ・サイエンス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
49,500,000円
- 7 契約内容  
京都市東部クリーンセンター跡地における地歴調査において、土壌汚染のおそれが認められたことから、土壌汚染状況を把握するため、土壌調査業務（表層調査）を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市東部クリーンセンター跡地は土地が広大であり、ごみ処理施設が残存していること、湧き水が生じる可能性が高いことなどから、業務実施にあたっては安全面にも配慮した、非常に専門的、技術的な対応が求められる。  
本業務を効果的かつ効率的に実施するためには、相手方の業務の理解度、過去の業務実績に基づくノウハウ等、価格以外の要素を考慮する必要があることから、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により提案募集を行い、評価要領に基づき審査した結果、最も高い評価を得たため、帝人エコ・サイエンス株式会社を相手方として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
G r a f f e r スマート申請サービスの利用契約
- 2 担当所属名  
総合企画局デジタル化戦略室
- 3 契約締結日  
令和5年11月1日
- 4 履行期間  
令和5年11月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号  
株式会社グラファー
- 6 契約金額（税込み）  
17,545,000円
- 7 契約内容  
オンライン申請サービス「G r a f f e r スマート申請」の提供
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
様々な行政手続で利用が可能な民間等のオンライン申請サービスによる環境整備を行うためには、価格のみではなく、他都市への導入実績や操作性、機能性、将来性などを踏まえ、総合的にサービス提供事業者を選定する必要があり、価格のみの競争入札には適していない。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により提案募集を行い、評価要領に基づき審査した結果、最も高い評価を得た株式会社グラファーを契約の相手方として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和6年6月向け）

### 2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

（当初）令和5年12月21日

（変更後）令和6年2月8日

### 4 履行期間

令和5年12月21日から令和6年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

「京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応業務委託（令和6年6月向け）」コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

（当初）19,798,625円

（変更後）20,887,020円

### 7 契約内容

データ標準レイアウトが令和6年6月から変更されるため、京都市マイナンバー連携システムに対して、新レイアウトに対応した設計及び改修を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（契約の理由）

本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージシステムを一部カスタマイズして構築したシステムである。同社が所有する非公開の設計等の情報がなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。したがって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行う。

（変更契約理由）

契約締結後に国から令和6年6月向けデータ標準レイアウトの修正版が公開され、修正版の新レイアウトに対応した設計及び改修を行う必要が生じたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
サーバ等一式賃貸借（仮想マシン移行増強分）（再リース）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和6年1月29日
- 4 履行期間  
令和6年2月1日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
7,586,150円
- 7 契約内容  
新しい仮想化基盤は、現行の仮想化基盤上で稼働している多数の情報システムを円滑に移行するため、賃貸借開始時期を令和6年3月1日からとしている。  
このため、現契約については、令和6年2月29日まで引き続き利用する必要があるため、1か月のリース延長を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約は、平成30年度に賃貸借契約した仮想化基盤機器（増強分）の再リースである。  
本契約を履行できるのは、現在リース契約を締結している株式会社J E C Cのみであるため、同社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。
- 11 その他